

雇児発 0 7 2 7 第 3 号

平成 2 4 年 7 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令等の施行について

「児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令」（平成 24 年政令第 198 号。以下「改正政令」という。）が平成 24 年 7 月 20 日に別添 1 のとおり公布されるとともに、「児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令」（平成 24 年厚生労働省令第 108 号。以下「改正省令」という。）が同月 27 日に別添 2 のとおり公布され、いずれも同年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

また、「東日本大震災に伴う国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止等に係る平成二十三年の所得の額の計算方法の特例に関する政令」（平成 24 年政令第 189 号。以下「特例政令」という。）が平成 24 年 7 月 13 日に別添 3 のとおり公布され、同年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの概要については、下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、管内市町村に周知していただくようお願いする。

記

## 第1 改正政令及び改正省令関係

### 1 改正の内容

児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給対象に、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。以下「保護命令」という。）を受けた児童を加えることとする。（改正政令による改正後の児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第1条の2第2号及び第1条の3第2号関係）

また、これに伴い、手当の認定請求及び手当額の改定請求をする際の添付書類に、対象児童の父又は母が保護命令を受けたことを明らかにすることができる書類を加えるとともに、児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当額改定請求書及び児童扶養手当現況届の様式について所要の改正を行うこととする。（改正省令による改正後の児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条第5号ハ並びに様式第1号、様式第4号及び様式第6号関係）

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

改正政令及び改正省令は、平成24年8月1日から施行する。

#### (2) 経過措置

- ① 改正政令の施行の日（以下「施行日」という。）において新たに「父又は母が保護命令を受けた児童」として支給対象となった児童を、施行日において現に監護し、又は養育している者が、平成24年8月31日までの間に手当の認定請求又は手当額の改定請求をしたときは、その者に対する手当の支給又は手当額の増額改定は、同月分から行う。（改正政令附則第2項関係）
- ② ①に定める者（施行日において新たに「父又は母が保護命令を受けた児童」を監護し、又は養育する者として手当の支給要件に該当することとなった者に限る。）に対する手当の一部支給停止の適用については、児童扶養手当法（昭和36

年法律第 238 号。以下「法」という。) 第 13 条の 2 第 1 項中「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日」とあるのは、「平成 24 年 8 月 1 日」とする。(改正政令附則第 3 項関係)

## 第 2 特例政令関係

### 1 特例政令の内容

手当の受給資格者又はその配偶者及び扶養義務者のうち、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)によりその財産に損害を受けた法第 12 条第 1 項に規定する被災者(以下「被災者」という。)である者が、同項の適用により平成 23 年 3 月から平成 24 年 7 月までの期間において所得による支給の制限を行わないとされた場合において、当該被災者が、東日本大震災により受けた損失の金額について地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 42 条第 1 項の規定により、平成 22 年において生じた損失の金額として同年の雑損控除の適用を受けたときは、当該被災者の手当の支給の制限及び手当に相当する金額の返還に係る平成 23 年の所得の額(法第 9 条から第 11 条まで及び第 12 条第 2 項各号に規定する額)については、令第 4 条の規定により計算した額から、東日本大震災により受けた当該損失の金額に係る雑損控除額を控除した額とするものである。

### 2 施行期日

特例政令は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。